

宇佐市報広告掲載募集要項

1. 趣旨

この要項は、宇佐市広告料収入事業実施要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市報「広報うさ」（以下「市報」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定める。

2. 広告の範囲

市報に掲載できる広告等の内容については、要綱第3条の規定に該当する場合は掲載できないものとする。

3. 広告の掲載回数

広告は、各月1回発行する市報への掲載1回を1単位とする。

4. 広告の掲載規格等

(1) 掲載位置及び枠数については市長が別に定める。広告の規格は原則として1枠縦48ミリメートル・横90ミリメートル、2枠縦48ミリメートル・横180ミリメートルとする。

(2) 広告の色数は黒1色とする。

5. 広告掲載料

広告掲載料は1枠10,470円、2枠20,940円（いずれも消費税含む）とする。

6. 広告主の募集

広告主の募集は、宇佐市ホームページ、市報等による公募を基本とする。

7. 広告掲載の申込み等

(1) 広告の掲載を希望するものは（以下「申込者」という。）は、市報「広報うさ」広告掲載申込書（様式第1号）に所定の事項を記入し、広告の原稿を添えて、締切日（掲載を希望する市報発行月の前々月の25日）までに市長に申込みを行う。

市報発行月	締切日	市報発行月	締切日	市報発行月	締切日
4月	2月25日	8月	6月25日	12月	10月25日
5月	3月25日	9月	7月25日	1月	11月25日
6月	4月25日	10月	8月25日	2月	12月25日
7月	5月25日	11月	9月25日	3月	1月25日

(2) 申込みについては市報1号につき2枠までとする。

(3) 締切日が市の休日に当たる場合は、宇佐市の休日を定める条例第2条によるものとする。

(4) 掲載可能枠数を超える、または超える見込みのある月は、当該月の申込締切日より前に受付を締め切ることができる。

8. 広告掲載の優先順位等

- (1) 広告の掲載は要綱第4条により審査し、同じ順位の場合は掲載希望月の多いものを優先することができる。
- (2) 掲載枠数を超えて広告掲載の申込みがあり、前項の規定により申込者の順位が判断できない場合は、先着順により決定する。

9. 広告掲載の決定

市長は要項7による広告掲載の申込みがあった場合は、内容を審査し、当該広告掲載可否について決定するものとする。

10. 広告原稿の作成及び提出

- (1) 1回の申掲載する広告は、申込者が要綱2、4の規定に従い作成するものとする。
- (2) 前項の規定により作成する広告に関する費用は、全て申込者が負担する。
- (3) 申込者は、市の指定した期日までに提出するものとする。

11. 広告料の納付

- (1) 申込者は市長の指定する期日までに、広告料を一括前納しなければならない。
- (2) 既に納付した広告料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載することができなかつたときは、その一部又は全額を還付することができる。

12. 広告掲載の責務

市報に掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、市は一切これに関与しない。

13. 広告掲載の取消し

市長は、要綱第11条のほか次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取消し、又は中止するものとする

- ① 指定する期日までに掲載料を納付しなかつた場合
- ② 指定する期日までに原稿を提出しなかつた場合

14. その他

この要項に定めるもののほか、広報広告の掲載について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

市報「広報うさ」広告掲載申込書

年 月 日

宇佐市長 様

申込者 住 所 〒

氏名 (名称)

代 表 者

電 話 番 号

市報「広報うさ」に広告を掲載したいので、広告原稿を添えて下記のとおり申込みます。

なお、掲載に当たっては、宇佐市広告料収入事業実施要綱及び宇佐市報広告掲載募集要項を遵守します。

記

1. 掲載希望月 (枠数を記入)

月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号
枠数						
月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号
枠数						

(申込締切日は市報発行月号の前々月の25日まで。「宇佐市報広告掲載募集要項」参照)

2. 同意事項 (該当者はチェック)

宇佐市内に事業所等を有する者 … 広告掲載に関し、宇佐市が市税等の納税状況調査をすることに同意します。

※宇佐市以外に事業所等を有する者は、所在市区町村の滞納のない証明書を添付してください。

様式第 2 号

市報「広報うさ」広告掲載決定通知書

第 年 月 日 号

宇佐市長

㊟

年 月 日付けで申込みがあった市報「広報うさ」広告掲載申込については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 掲載月号

2. 広告料

枠 回分 合計 円

3. 広告掲載に関する注意事項

- ①広告料は 年 月 日まで納入してください。
- ②市報に掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものと
し、市は一切これに関与しません。
- ③市報広告掲載取扱要項第 1 3 の規定に該当する場合、広告掲載の決定を
取消し、又は中止することがあります。
- ④広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなかった場合を
のぞき、納付した広告料については還付できません。